

1 計画策定の趣旨

本市では、1994（平成6）年に「かごしま市女性プラン」を策定して以降、2002（平成14）年に「鹿児島市男女共同参画計画」、2012（平成24）年に「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会*の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。

この「第2次鹿児島市男女共同参画計画」が2021（令和3）年度末で終了することから、その成果や課題を整理し、多様化する社会情勢に対応するため、「第3次鹿児島市男女共同参画計画」を策定するものです。策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施し基礎資料とするとともに、国の第5次男女共同参画基本計画*や鹿児島市男女共同参画審議会の提言などを勘案しています。

なお、この計画には、市民、事業者等の取組も併せて掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて、市民、事業者等、行政が一体となった取組を進めようとするものです。

2 計画策定の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

2020（令和2）年の初めごろから感染が拡大し始めた新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、我が国では女性に対してより大きな社会的・経済的影響をもたらしました。

度重なる外出自粛によるストレスや職場の休業による生活不安などからくる女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念され、また、女性比率の高い非正規雇用労働者、宿泊業、飲食サービス業への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れています。さらに、家事や育児、介護など、女性へのさらなる負担増が懸念されます。

この背景には、固定的性別役割分担意識*や男性中心社会といった我が国の構造的な問題があり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これらの問題を顕在化させることになりました。これを契機に、男女共同参画社会の実現を喫緊の課題と捉え、強力に推し進める必要があります。

(2) 国際社会の動き

国連は、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機に、世界行動計画の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約*」という。）の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。

1995（平成7）年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択されました。

2006（平成18）年からは、政治・経済・教育・健康の4分野で男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）*」が、世界経済フォーラムにより毎年公表されており、各国のランク付けが行われています。

2011（平成23）年には、「UN Women（ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関）」が発足し、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目指し活動を開始しました。

2015（平成27）年の国連サミットでは、国際目標としてSDGs*（持続可能な開発目標）が採択され、目標の一つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、すべての目標においてジェンダーの視点に立つジェンダー主流化*が不可欠とされています。

●SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



(3) 国の動き

1977(昭和52)年に初の「国内行動計画」を策定、1985(昭和60)年の女子差別撤廃条約批准に当たり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法*」という。)等の国内法の整備などが行われました。

1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法*」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国が取り組むべき最重要課題と位置付けました。この法律に基づき、2000(平成12)年に「男女共同参画基本計画」を策定、現在は第5次男女共同参画基本計画に基づく取組が進められています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、2000(平成12)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、翌年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法*」という。)を制定しました。ここ数年では、被害者や支援団体が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきており、対策の強化が進められています。

2015(平成27)年には、女性が働きやすい社会の実現に向け「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法*」という。)が成立しました。

2018(平成30)年には、選挙において男女の候補者数ができる限り均等となること等を目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が施行され、ワーク・ライフ・バランス*を目指したさまざまな法改正も行われました。

しかしながら、2021(令和3)年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数は156か国中120位と、諸外国に比べ非常に遅れています。

(4) 鹿児島県の動き

国際婦人年に始まる世界的な動きと国内行動計画を背景に、1979(昭和54)年に「青少年婦人課」や「鹿児島県婦人問題懇話会」を設置し、1981(昭和56)年には総合的・基本的な指針として「鹿児島県婦人対策基本計画」が、1999(平成11)年には21世紀を展望した行動計画「かごしまハーモニープラン」が策定され、2001(平成13)年に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

2003(平成15)年には、活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設、2006(平成18)年には、DV防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008(平成20)年に「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、現在は2018(平成30)年策定の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、取組が進められています。

2016(平成28)年には、経済団体等と行政が連携して女性活躍の取組を加速化するために「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足し、2017(平成29)年には「鹿児島県女性活躍推進計画」が

策定されました。

(5) 鹿児島市の取組（第2次鹿児島市男女共同参画計画）

<基本目標Ⅰ>男女共同参画社会に向けての意識づくり

固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を定着させるため、男女共同参画情報誌「すてっぷ」による広報・啓発、男女共同参画センターでの学習機会の提供等に取り組み、指標としている「男性は仕事、女性は家庭と思う市民の割合」は目標を達成しました。しかし、あらゆる分野において男女の地位の不平等感は根強く残っており、引き続き、男女共同参画への理解を促す情報発信・啓発、学習プログラムの充実や学習機会の提供に取り組む必要があります。

<基本目標Ⅱ>あらゆる分野における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、本市各種審議会への女性参画について目標を定め取り組んできたほか、学校、地域、職場などにおいて男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、「経営者・管理職の意識改革プログラム」や「働く女性のための応援プログラム」等を実施し、意識啓発や学習機会の提供に取り組みました。しかし、「市役所における審議会等への女性の参画率」や「女性の採用を積極的に行っている事業所の割合」は目標値に届かず、引き続き、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や意識改革を進める必要があります。

<基本目標Ⅲ>男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

暴力を許さない社会を目指し、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める広報啓発や、配偶者暴力相談支援センター*ではDV*被害者の保護と自立の支援に取り組みました。「DVは人権を侵害する行為であると思う市民の割合」は増加しているものの、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響と思われるDV相談も増え、引き続き、DV防止のための教育・意識啓発や被害者の支援に取り組む必要があります。

また、ライフステージ*や性差に応じた心身の健康づくりの支援や情報提供、生活困窮者や外国人への支援などにも取り組みました。誰もが尊厳を持って、健康で安心して暮らすことができるよう、引き続き、環境の整備や自立への支援、広報啓発に取り組む必要があります。

鹿児島市男女共同参画センター (サンエールかごしま内)

学習、情報、相談、支援、調査研究の5つの機能を備え、講座や講演会の開催や相談の実施、男女共同参画に関する図書やDVD等の貸出のほか、男女共同参画のための市民活動の支援などを展開しています。

